

お客様各位

栃木信用金庫

2020年4月1日以降に新規開設する普通預金口座への 「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客様へのサービス維持・向上、不正防止等を目的として、「未利用口座管理手数料」を新設し、2020年（令和2年）4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座に導入させていただきます。

※常時入出金や口座振替等でお取引されている普通預金口座は対象となりません。

※2020年（令和2年）3月31日までに新規開設いただいた普通預金口座は対象となりません。

■次の条件を全て満たす普通預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。

- (1) 2020年（令和2年）4月1日以降に開設された普通預金口座であること。
- (2) 最後にお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。
- (3) 該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
- (4) 同一支店で他に定期性預金、投資信託、国債等のお取引がないこと。
- (5) 当金庫でお借入がないこと。

※普通預金口座には、総合口座を含みます。

※紛失等によりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

■未利用口座管理手数料

1, 200円（消費税別）

○未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届のご住所に「ご案内」をさせていただきます。 ※「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなさせていただきます。

○「ご案内」をさせていただいてから3か月経過後に、対象口座から未利用管理手数料を引き落とさせていただきます。

○対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、同口座を解約させていただきます。

○未利用口座管理手数料のご返却、解約させていただいた口座の再利用は応じかねますのでご了承ください。

ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上